

橿都景第 9445-1号
平成 23年 12月 12日

奈良県建築士会 殿

橿原市景観条例・景観計画の変更の周知について（依頼）

橿原市長 森 下



平素は、橿原市景観行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。本市は、平成18年4月に景観行政団体となり景観法に基づく届出制度により、大規模な建築物などについては、周辺の景観に配慮して頂くよう規制、誘導を実施してきました。

この度、本市景観の重点テーマである藤原宮跡から大和三山の眺望を保全するための計画を橿原市景観計画に加え、景観形成基準についても一部改正を行いました。これに伴い橿原市景観条例を改正し、同時に橿原市屋外広告物条例を制定しました。これらを平成24年1月より同時に施行致します。景観条例の改正により藤原宮跡の周辺約500mの範囲（周辺景観保全エリア）においては、建築物、工作物などの規模に関わらず新築、改築、増築を行われる場合は、景観法に基づく届出が必要となります。この地域以外でも、建築面積が500平方メートル或いは高さ10メートルを超える建築物の新築、改築、増築をされる場合などは景観法に基づく届出が必要となります。これら届出が必要となる行為を行われる場合は、確認申請を提出される前に橿原市都市計画課景観室に事前に協議頂きますよう、所属されます建築士の皆様へのご周知をお取り計らい下さいますようお願い致します。

※ この内容についての詳細は、橿原市ホームページよりまちづくりの景観・風致をご確認頂くか、橿原市都市計画課景観室までご連絡いただきますようお願い致します。

橿原市都市整備部都市計画課景観室

担当 砂田昌克・上田邦芳

TEL 0744-22-4001

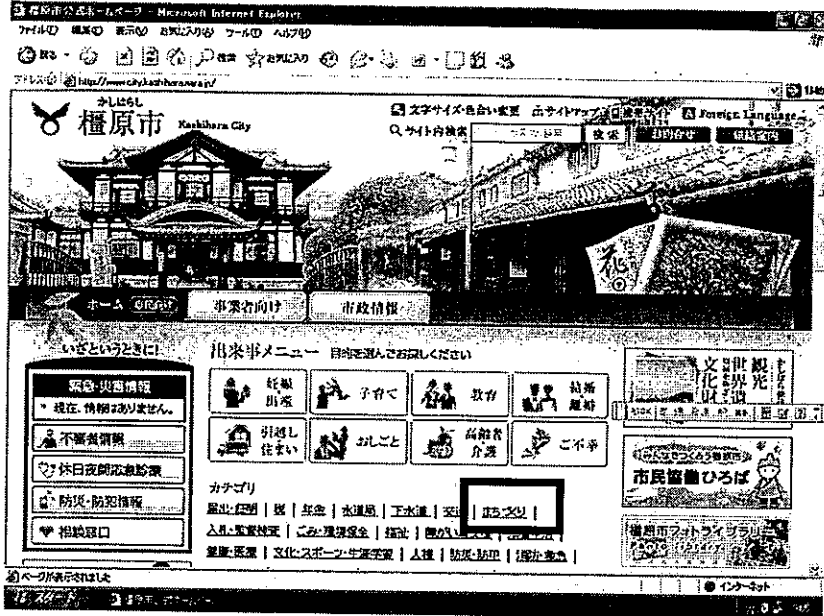
FAX 0744-24-9717

E-Mail keikan@city.kashihara.na.jp

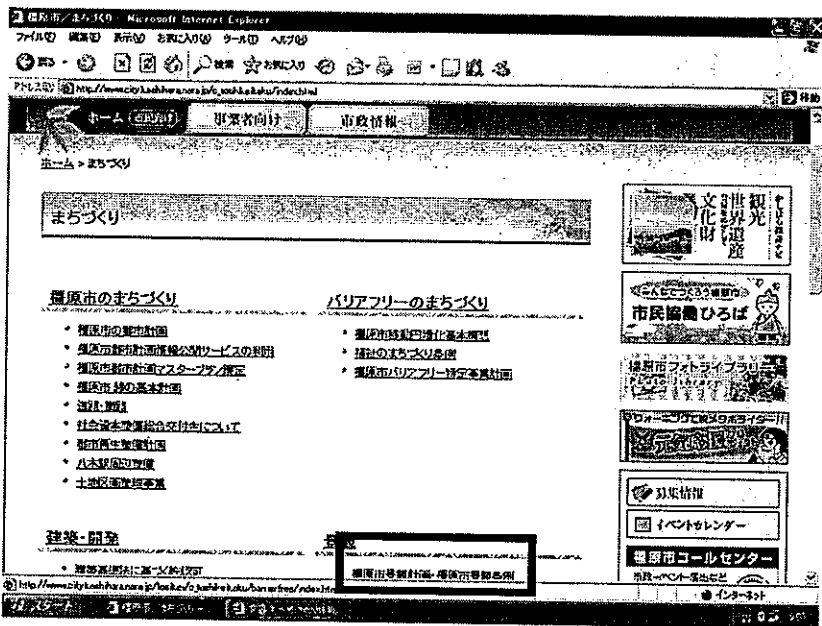
ホームページアドレス

http://www.city.kashihara.nara.jp/koho/c_toshikeikaku/keikan_fuuchi/index.html

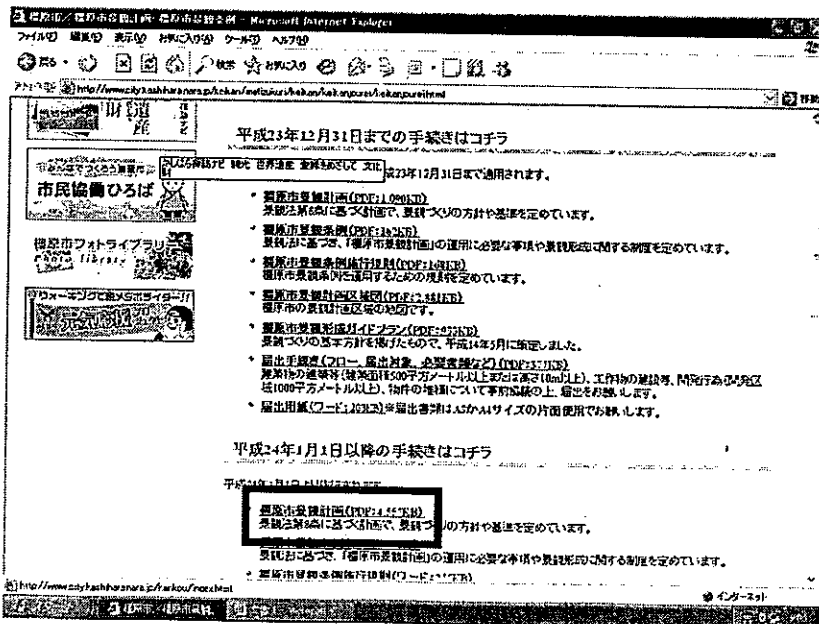
橿原市のホームページから景観計画の確認方法



まちづくりをダブルクリック



橿原市景観条例・橿原市景観計画をダブルクリック



平成24年1月1日以降はコチラ
橿原市景観計画をご確認下さい。